

福島県電気自動車導入推進事業補助金交付事務取扱要領

(趣旨)

- 第1条** この取扱要領は、「福島県電気自動車導入推進事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）」第16条の規定に基づき、補助金の支払い等に関し、必要な事項を定める。
- 2 福島県電気自動車導入推進事業を実施するため、福島県（以下「県」という。）からの補助を受け、本事業に係る事務を行う者（以下「補助事業者」という。）は福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの取扱要領の定めるところにより、予算の範囲内で福島県電気自動車導入推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

- 第2条** この取扱要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 電気自動車

搭載された電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の交付を受けた道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）

(2) 充電設備

電気自動車に充電するための設備であって、次に掲げるものをいう。

ア 急速充電設備

電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が10kW以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。

イ 普通充電設備

漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの定格出力が10kW未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。

ウ V2H充電設備

電気自動車等に搭載された電池から電力を給電するための直流/交流変換回路をもつ充電設備で、充電コネクタ、ケーブルその他装備一式を備えたものをいう。

エ 蓄電池付急速充電設備

主として電気自動車等の充電のために蓄電する電池を備えた、一基当たりの定格出力が50kW以上の急速充電設備で充電コネクタ、ケーブルその他装備一式を備えたものをいう。

オ 充電用コンセント

電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する200V対応の電気自動車等専用のプラグの差込口をいう。

カ 充電用コンセントスタンド

オの充電用コンセントを装備する盤状又は筒状の筐体をいう。

(3) 事業者

福島県内（以下「県内」という。）に事業所を置き事業活動を行っている者をいう。

(4) 個人

県内に住所を有する個人をいう。

(5) 中小企業等

別表第1に定める基準に該当する法人をいう。

(6) 補助事業者

県からの補助を受け、本事業に係る事務を行う者をいう。

(7) 交付申請者

本事業を行うため、補助事業者に対して補助金の交付申請を行う者をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 本補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる者のうち、当該各号に定める要件を全て満たすものとする。

(1) 次条に定める本補助金の補助対象となる電気自動車（以下「補助対象車両」という。）を購入する個人

ア 県税について滞納がない者

イ 補助対象車両の購入と併せて自宅に充電設備を設置する者又は既に自宅に充電設備を設置している者

ウ 補助金交付申請年度において、本事業による補助金の交付を受けていない者

エ 補助金交付申請年度において、本事業による補助金の交付を受けたリース事業者と、リース料金から補助金額相当額が差し引かれたリース契約（補助対象設備に係るものに限る）を締結していない者

オ 補助金交付申請年度及びその次年度にわたって、交付決定後に補助事業者から送付される電気自動車の普及啓発に関するステッカー（以下、「ステッカー」という。）を、補助対象車両の前面又は後面に、それぞれ前方又は後方から見やすいように貼り付けておくことができる者

(2) 補助対象車両を購入する事業者（リース事業者を除く）

ア 県税について滞納がない者

イ 中小企業等である者。ただし、「発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有していること」、「発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有していること」、「大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めていること」のいずれかに該当する中小企業等（みなし大企業）

- であるものは除く。
- ウ 補助対象車両の購入と併せて県内事業所に充電設備を設置する者又は既に県内事業所に充電設備を設置している者
 - エ 補助金交付申請年度において、本事業による補助金の交付を受けていない者
 - オ 補助金交付申請年度において、本事業による補助金の交付を受けたリース事業者と、リース料金から補助金額相当額が差し引かれたリース契約（補助対象設備に係るものに限る）を締結していない者
 - カ 補助金交付申請年度及びその次年度にわたって、ステッカーを補助対象車両の前面又は後面に、それぞれ前方又は後方から見やすいように貼り付けておくことができる者
- (3) 事業者若しくは個人と補助対象車両に係るリース契約を締結したリース事業者
- ア 県税について滞納がない者
 - イ 個人と補助対象車両に係るリース契約を締結した場合は、当該個人が第1号に定める要件を全て満たしていること。事業者と補助対象車両に係るリース契約を締結した場合は、当該事業者が前号に定める要件を全て満たしていること。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は交付対象者から除く。ただし、リース事業者の場合、貸与先の個人又は法人が次の各号のいずれかに該当する場合も交付対象者から除く。
- (1) 政治活動及び宗教活動を事業目的とする中小企業等
 - (2) 公序良俗に反することを事業目的とする中小企業等
 - (3) 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断されること（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく規制の対象となる事業）を事業目的とする中小企業等
- 3 自己又は自社の役員等（リースの場合は貸与先の個人又は法人の役員等を含む）が次の各号のいずれかに該当する者及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与している者は交付対象者から除く。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号及び福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）に規定する暴力団又は暴力団員等
 - (2) 暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(補助対象車両)

第4条 補助対象車両は、次の各号に定める要件及び別表第2に掲げる自動車検査証の記載事項の要件を満たすものとする。ただし、県の他の同種の補助金の交付を重複して受けるもの、自動車販売業者が販売促進活動（展示・試乗等）に使用するもの及び補助対象者（補助対象者がリース事業者の場合は電気自動車等の借主）の自社製品若しくは関係会社から調達したものを除く。

- (1) 令和5年4月1日以降に初度登録された新車の自動車であること。
- (2) 初度登録された日に、令和4年度補正クリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付規程（以下「CEV規程」という）に基づき、一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「NeV」という）が実施する補助事業において補助金の交付対象の車両となっていること。
- (3) 自動車検査証における使用の本拠の位置が県内にあること。
- (4) リースにより導入する場合、補助対象車両に係るリース期間が原則別表第5に定める処分制限期間以上であること

（補助対象経費）

第5条 補助金の対象となる経費は、電気自動車本体の購入に要する費用（消費税及び地方消費税は除く。）とする。

（補助金の額）

第6条 補助事業者が交付申請者に交付する補助金の額は、別表第3に定める金額とする。この場合において、本補助金の交付額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 交付申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、第1号様式（補助金交付申請書）に別表第4の書類を添えて補助事業者に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、先着順に受理するものとし、受理した申請に係る本補助金の交付額の合計が補助事業者の予算の範囲を超えた日（以下「予算超過日」という。）をもって、申請の受理を停止する。
- 3 前項の規定にかかわらず、予算超過日に複数の申請があった場合は、当該複数の申請について抽選を行い、受理した申請に係る本補助金の交付額の合計が補助事業者の予算を超えない範囲で受理するものを決定する。

（補助金の交付決定及び補助額の確定）

第8条 補助事業者は、前条第1項の規定により本補助金の交付の申請を受けた場合は、当該申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業者の予算の範囲内で本補助金の交付又は不交付の決定を行い、交付する場合にあっては交付すべき本補助金の交付額の確定を行う。

- 2 補助事業者は、前項の規定による本補助金の交付決定の審査に当たっては、当該申請がリース事業者によるものである場合は、あらかじめ月々のリース

- 料金に補助金相当額分の値下げが反映されていることを確認するものとする。
- 3 補助事業者は、前条第1項の申請をした補助対象者に対し、第1項の決定において、本補助金を交付する場合にあっては第6号様式（補助金交付決定通知書）により、不交付とする場合にあっては第7号様式（補助金不交付決定通知書）により通知するものとする。
 - 4 補助事業者は、第1項の規定により本補助金の額を確定したときは、速やかに前項の規定により本補助金の交付決定の通知を受ける補助対象者に対し本補助金を支払うものとする。

（交付の条件）

- 第9条** 補助事業者は、前条第1項の規定による本補助金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、被交付者に対し、交付の条件として、次に掲げる条件を付すものとする。
- （1）補助事業者が第12条第1項の規定により本補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合、及び本補助金の全部又は一部の返還を請求した場合は、補助事業者が指定する期日までに返還すること。
 - （2）補助事業者が補助事業の適正な執行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応じること。

（交付申請の取り下げ）

- 第10条** 交付申請者は、第8条による交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付申請を取り下げることができる。
- 2 前項の取り下げを行うときは、第8条による交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までに、第8号様式（交付申請取取下届出書）を補助事業者に提出しなければならない。

（計画変更の承認等）

- 第11条** 交付申請者は、第8条による交付決定を受けた後に、当該決定のもととなった交付申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ第9号様式（変更承認申請書）を補助事業者に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の申請をした交付申請者に対し、その変更を承認する場合は第10号様式（変更承認通知書）により通知するものとする。
 - 3 補助事業者は、第7条による交付申請に係る事項の修正、前項に規定するところの計画変更の承認及びその他の理由により、当初の申請に係る補助金額が増減する場合、原則として減額のみを認め、増額は認めないものとする。
 - 4 補助事業者は、第1項による計画変更の内容が、軽微な変更であると認められる場合は、計画変更の承認申請によらず、届出とすることができる。
 - 5 交付申請者は、前項の規定により軽微な変更と認められた事項について、第11号様式（変更届出書）を補助事業者に提出しなければならない。
 - 6 本事業に係る補助事業者の事業実施期間が終了しているときは、第1項から第5項中に「補助事業者」とあるのは「県」と読み替えて、当該各項の規

定を適用する。

(交付決定の取消等)

第12条 補助事業者は、交付申請者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、また、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとした場合

(2) 規則又はこの取扱要領並びに関係法令に違反する行為があった場合

2 補助事業者は、前項の規定による取消を決定したときは、第12号様式(交付決定取消通知書)により交付申請者に通知するものとする。

(財産の処分の制限)

第13条 交付申請者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円を超える機械器具、備品その他重要な財産(以下「処分制限財産」という。)を、補助事業者の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、交付申請者が規則第6条第1項第4号の規定による条件に基づき補助金の全部に相当する金額を県に納付した場合又は別表第5に掲げる処分制限期間を経過した場合は、この限りではない。

2 交付申請者は、処分制限財産について、第13号様式(取得財産管理台帳兼取得財産明細書)により記帳整理し、処分制限期間内備えて置かなければならない。

3 交付申請者は、補助事業の完了後においても補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

4 交付申請者は、第1項の規定により処分制限財産の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ第14号様式(取得財産処分承認申請書)を補助事業者に提出しなければならない。

5 補助事業者は、処分制限財産の処分により交付申請者に収入があったと認めるときは、その収入に相当する補助金額の全部又は一部を補助事業者に返還させることができる。

6 補助事業者は、この補助事業による補助金を交付した交付申請者から、第4項による申請を受けた場合に、その処分を承認しようとするときは、あらかじめ交付申請者から提出された第14号様式(取得財産承認申請書)を知事に提出しなければならない。

7 本事業に係る補助事業者の事業実施期間が終了しているときは、第1項から第5項中に「補助事業者」とあるのは「県」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(会計帳簿等の整備等)

第14条 交付申請者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、事業完了日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(書類の提出)

第15条 この取扱要領により交付申請者が補助事業者に提出する書類は、1部とする。

(暴力団排除等に関する誓約)

第16条 交付申請者（交付申請者がリース事業者の場合は貸与先を含む）は、別表第6の暴力団排除等に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(補助金対象事業の効果の発信)

第17条 交付申請者が補助金の支給を受けた場合は、補助金対象事業の効果（燃料費の削減効果、快適性等）について、自身のSNSを活用する等、任意の方法により発信することで、電気自動車の県内普及促進に寄与することとする。

(アンケート調査等への協力)

第18条 交付申請者が補助金の支給を受けた場合は、県が効果検証や前条の取組の確認のために実施するアンケート調査に協力するものとする。ただし、交付申請者がリース事業者の場合は、交付申請者が貸与先に当該アンケートを送付し、貸与先は当該アンケートに協力するものとする。

2 知事は、アンケート調査により把握した結果について、インターネットの利用その他の方法により公表することができる。

(その他)

第19条 補助金の交付等に関しては、この取扱要領によることとし、その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この取扱要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この取扱要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

中小企業等の定義

業種 (日本標準産業分類で定める業種)	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①「製造業」「建設業」「運輸業」 「その他の業種（②～④を除く）」	3億円以下	300人以下
②「卸売業」	1億円以下	100人以下
③「サービス業」	5千万円以下	100人以下
④「小売業」	5千万円以下	50人以下

- 1 「資本金の額又は出資の総額」、「常時使用する従業員の数」のいずれかを満たすこと。
- 2 複数の業種に該当する場合は、直近の決算書において「売上高」が大きい方を主たる業種とする。
- 3 「公務」、「分類不能の産業」は除く。

別表第2（第4条関係）

自動車検査証の記載事項	所有者の氏名又は名称	使用者の氏名又は名称
通常の購入の場合	補助対象者と同一名義	補助対象者と同一名義
補助対象者がリース事業者の場合	補助対象者と同一名義	貸与先の名義
割賦販売（※）で購入する場合	自動車販売業者又はローン会社等	補助対象者と同一名義
法人の役員又は従業員が、申請車両の管理責任者として「自動車保管場所証明書」を取得している場合	補助対象者と同一名義 (割賦販売で購入する場合は、自動車販売業者又はローン会社等)	法人の役員又は従業員の名義

※割賦販売：売主が、買主に対し、当事者間で合意した期間にわたり月賦、年賦その他の割賦の方法により分割して販売代金を買主から受領し、かつ、当該代金の全部の支払の義務が履行されるときまで所有権が売主に留保されることを条件に販売すること。

別表第3（第6条関係）

補助対象車	補助額の算定式	補助率	補助上限額
ア 普通自動車のうち、人の運用の用に供する乗用定員10人以下の自動車（一充電走行距離が160km以上のものに限る）	A1×(B-160) ×EV電費性能	1/1 以内	200千円
イ 普通自動車のうち、ア以外のもの ウ 小型自動車 エ 軽自動車 (ただし、道路運送車両の保安基準の第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（適用関係告示）に規定する、長さ2.5m、幅1.3m、高さ2mを超えない軽自動車であって、最高速度60km/h以下のものうち、高速自動車国道等を運行しないもの（以下、超小型モビリティ(型式指定車)）及び、「道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示」で規定する自動車に係る基準緩和の認定を受けた、長さ3.4m、幅1.48m、高さ2mを超えない軽自動車（以下、超小型モビリティ(認定車)）を除く）	A2×B	1/1 以内	200千円
<p>A1：一充電走行距離1km当たりの補助単価1千円 A2：一充電走行距離1km当たりの補助単価0.75千円 B：一充電走行距離(km)（注1） 電費性能：交流電力量消費率(Wh/km)を基にした電費性能 CEV規定で定める交流電力量消費率の基準とする値／補助対象車両の交流電力量消費率</p> <p>（注1）一充電走行距離及びEV走行換算距離は、WLTCモード値（国土交通省審査値）とする。ただし、輸入自動車で国土交通省審査値の認定を受けていない検査済自動車は生産国で取得した認定値や、JC08モード値のみの自動車についてその値を基に、WLTCモード値の見合いに換算した値等を用いる。軽自動車等の場合も同様。</p>			

別表第4（第7条関係）

1	<p>補助対象者の登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）</p> <p>※法人の場合のみ必要</p> <p>※リース事業者の場合で貸与先が法人の場合は、貸与先のものも併せて必要</p> <p>※申請日時点で、発行日が3か月以内のものに限る</p>
2	<p>役員名簿（第2号様式）</p> <p>※法人の場合のみ必要</p> <p>※リース事業者の場合で貸与先が法人の場合は、貸与先のものも併せて必要</p>
3	<p>補助対象者の住民票</p> <p>※個人の場合に必要</p> <p>※リース事業者で、貸与先が個人の場合は、貸与先のものが必要</p> <p>※申請日時点で、発行日から3か月以内のものに限る</p> <p>※住民票は、マイナンバー（個人番号）が記載されていないものに限る</p>
4	<p>県税に未納がないことの証明書</p> <p>※リース事業者の場合、貸与先のものも併せて必要</p>
5	<p>購入車両の代金に係る注文書、請求書又は売買契約書（申請者が購入者となっているもの。車両本体価格（税抜）及び車名・グレードが確認できるもの）</p>
6	<p>購入車両の代金の支払いに係る領収書等</p> <p>※所有権留保付き購入の場合はローン、クレジット、保証、割賦等の契約書</p>
7	<p>購入車両の自動車車検証又は自動車検査証記録事項</p>
8	<p>預金通帳等の写し（振込先口座が確認できる書類）</p>
9	<p>購入車両に係るリース契約書</p> <p>※リース事業者の場合のみ必要</p> <p>※リース事業者及び事業者又は個人双方の印があるもの</p> <p>※リース料金から補助金額以上が差し引かれている記載があるもの</p>
10	<p>貸与料金の算定根拠明細書（第3号様式）</p> <p>※リース事業者の場合のみ必要</p>
11	<p>車両の管理・使用に係る法人とその社員等による確認書（第4号様式）</p> <p>※車両の所有者が法人、使用者が役員・従業員となる場合のみ必要</p>
12	<p>車両の管理・使用に係る社員の在職証明書（第5号様式）</p> <p>※車両の所有者が法人、使用者が役員・従業員となる場合のみ必要</p>
13	<p>自宅又は事業所に設置した充電器が確認できるカラー写真</p> <p>※リース事業者の場合、充電設備は貸与先に設置されたものであること</p>
14	<p>補助額一覧表</p>
15	<p>その他補助事業者が必要と認める書類</p>

別表第5（第13条関係）

区分	処分制限期間
自家用車両（レンタカーを除く）（※）	4年

区分		処分制限期間	
運送事業用車両・レンタカー用車両	乗用車	道路運送車両法上の自動車の種別が普通自動車のもの	4年
		道路運送車両法上の自動車の種別が小型自動車のもの	3年
	貨物車	道路運送車両法上の自動車の種別が普通自動車又は小型自動車で、積載量2トン超のもの	4年
		道路運送車両法上の自動車の種別が普通自動車又は小型自動車で、積載量2トン以下のもの	3年
	軽自動車	道路運送車両法上の自動車の種別が軽自動車のもの。	3年

上表に該当しない車両の場合は、個別に判断する。

※ 自家用車両とは、いわゆる白ナンバー車両

別表第6（第16条関係）

暴力団排除等に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

その他の誓約事項

- 1 申請者（リースの場合は貸与先を含む）は、税金の滞納がなく、刑事上の処分を受けておらず、公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる者です。
- 2 申請者（リースの場合は貸与先）は、補助金交付申請年度に本補助金による補助金の交付を受けたことはありません。
- 3 申請者（リースの場合は貸与先を含む）は、国及び地方公共団体並びに国又は地方公共団体が出資する法人又は団体ではありません。
- 4 申請する車両は、申請者（リースの場合は貸与先）の自社製品又は関係する者から調達した製品ではありません。
- 5 申請する車両は、自動車販売業者が販売促進活動（展示・試乗等）に使用するものではありません。
- 6 申請する車両は、中古車ではありません。
- 7 申請内容に変更があった場合、速やかにセンターに報告します。
- 8 申請する車両は、個人間カーシェアリングへ提供しません。
- 9 提出した申請書の記載内容に軽微な誤りがあった場合は、事実に基づき訂正されることについて同意します。